

## 第1回 特別支援教育論

この「特別支援教育論」の授業では、教科書「特別支援教育論」を使用します。授業の第1章から第13章までを、順に学んでいきます。プリントは、概要版のため、必ず教科書を読んで学びを深めて下さい。

教科書「特別支援教育論」第1章、第2章を参照のこと

インクルーシブ教育システム、特別支援教育の理念、特別支援教育の現状、新教育要領・新学習指導要領における特別支援教育に関する内容について理解を深める。

### 1 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

我が国は、平成26年1月20日、「障害者の権利に関する条約」を批准した。同条約は、障害者の人権・基本的自由の享有の確保及び障害者固有の尊厳の促進を目的としている。インクルーシブ教育(inclusive education)とは、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等という区別をなくし、両者が共に学べる教育の在り方をめざすことであり、その上で、一人一人の教育的ニーズに応じた教育をすることと言える。

このインクルーシブ教育の在り方について、我が国で公式に提起されたのは、平成24年7月、中央教育審議会特別委員会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」である。

### 2 特別支援教育の理念

#### 【特別支援教育の理念】

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育はこれまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の互いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基盤となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(平成19年4月1日付19文部初第125号「特別支援教育の推進について(通知)より」抜粋)

#### (1) 連続性のある多様な学びの場

小学校、中学校及び義務教育学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要となる。

連続性のある多様な学びの場とは、必要のあるときのみ「自宅や病院における訪問学級、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導」を受けて、諸条件が可能になり次第「専門的スタッフを配置して通常の学級、専門家の助言を受けながら通常の学級、ほとんどの問題を通常の学級で対応」するという学びの場が考えられる。

#### (2) 特別支援教育の対象

特別支援教育は、学校教育法第81条第2項各号に記載されている障害種(知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。)のみならず、あらゆる障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を指す。そして、特別支援教育の対象は、特別支援学級はもとより、小・中学校等における通常の学級を含む、全ての教育上特別の支援を必要とする児童生徒等である。

児童生徒等の就学先の決定に当たっての障害の種類は、特別支援学校については、学校教育法施行令第22条の3で対象となる障害の程度が規定されている。小・中学校特別支援学級については、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症、情緒障害者が示されている。通級による指導については、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者が示されている。(平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」)

### (3) 共に学ぶことについて

小学校学習指導要領では、学校相互間の連携や交流(第1章第5の2のイ)で、「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」と示してある。

一方、児童生徒等の障害の状態や教育的ニーズ、学校や地域の実情等を考慮することなく、すべての児童生徒等に対して同じ場での教育を行おうとすることは、同じ場で学ぶという意味では平等であるが、実際に学習活動に児童生徒等が参加できていなければ、その子にとっては、健全な発達や適切な教育のための機会を平等に与えることにはならないということに留意する必要がある。

## 3 特別支援教育の現状

図1は、特別支援教育の全体を表した概念図である。

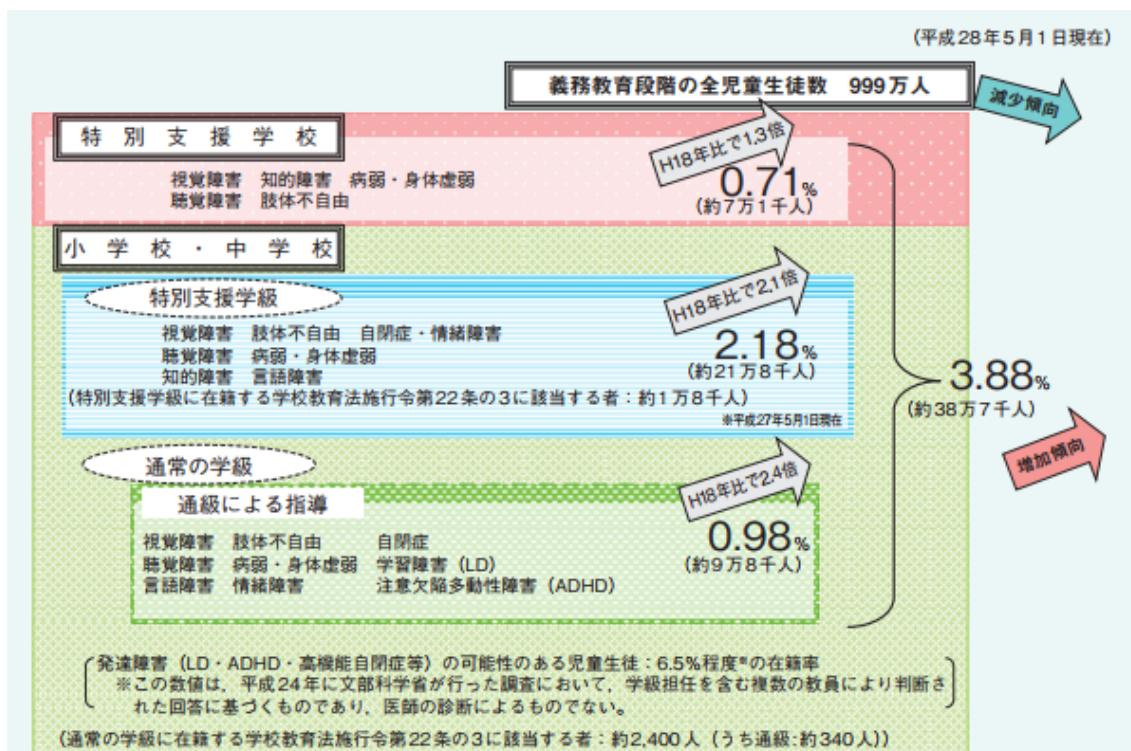


図1 特別支援教育の概念図 (文部科学省HPより引用)

この概念図から読み取れるように、特別支援教育は、全ての学校で実施される教育である。特別支援学校に在籍している幼児児童生徒と、小・中学校の特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒は年々増加している。

## 4 新教育要領、新学習指導要領の改訂

文部科学省は、平成 29 年 3 月 31 日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を、また、同年 4 月 28 日に特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領を、平成 30 年 3 月に高等学校学習指導要領を公示した。

### 1 幼稚園教育要領

#### (1) 特別支援教育に関する教育要領改訂のポイント

- ・集団の中で生活することを通して全体的な発達を促す。
- ・障害の状態などに応じた指導内容・方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。
- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し活用することに努める。
- ・障害のある幼児・児童・生徒との交流及び共同学習の機会を設ける。

#### (2) 幼稚園における特別支援教育に関する指導内容・方法の工夫

幼稚園における特別支援教育において大切な視点は、一人一人の障害の状態等により、生活上などの困難が異なることに十分留意し、個々の幼児の障害の状態等に応じた指導内容・方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことである。そのため、障害の種類や程度を十分に理解して指導方法の工夫を行うことが大切である。但し、障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではないことに留意する必要がある。例えば、幼稚園における個に応じた指導内容・方法の工夫については、次のようなものが考えられる。

- ・弱視の幼児がぬり絵をするときには輪郭を太くする、難聴の幼児に絵本を読むときには教師が近くに座るようにして声がよく聞こえるようにする、肢体不自由の幼児が興味や関心をもって進んで体を動かそうとする気持ちがもてるようにするなど、その幼児の障害の種類や程度に応じた配慮をする。
- ・自分の身体各部位を意識して動かすことが難しい場合、様々な遊びに安心して取り組むことができるよう、当該幼児が容易に取り組める遊具を活用した遊びで、より基本的な動きから徐々に複雑な動きを体験できるよう活動内容を用意し、成功体験が積み重ねられるようにするなどの配慮をする。
- ・幼稚園における生活の見通しがもちにくく、気持ちや行動が安定しにくい場合、自ら見通しをもって安心して行動ができるよう、当該幼児が理解できる情報（具体物、写真、絵、文字など）を用いたり、教師や仲の良い友達をモデルにして行動を促したりするなどの配慮をする。
- ・集団の中でざわざわした声などを不快に感じ、集団活動に参加することが難しい場合、集団での活動に慣れるよう、最初から全ての時間に参加させるのではなく、短い時間から始め、徐々に時間を延ばして参加させたり、イヤーマフなどで音を遮断して活動に参加させたりするなどの配慮をする。

### 2 小学校

#### (1) 特別支援教育に関する小学校学習指導要領改訂のポイント

- ・障害による困難を克服し自立を図るため自立活動を取り入れる。
- ・各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努める。
- ・特別の教育課程を編成する場合には、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む。
- ・障害のある児童などについては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し活用することに努める

- ・特別支援学級や通級による指導を受ける児童については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用する
- ・困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

## (2) 小学校における特別支援教育に関する指導内容・方法の工夫

障害のある児童などの指導に当たっては、担任を含む全ての教師間において、個々の児童に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。また、集団指導において、障害のある児童など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の児童に大きく影響する。担任は、このことに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。

児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階などの障害の状態等に応じて、以下のような個別的に特別な配慮が必要である。

- ・弱視の児童についての体育科におけるボール運動の指導
- ・理科における観察・実験の指導
- ・難聴や言語障害の児童の国語科における音読の指導、音楽科における歌唱の指導
- ・肢体不自由の児童の体育科における実技の指導や家庭科における実習の指導
- ・病弱・身体虚弱の児童の図画工作科や体育科におけるアレルギー等に配慮した指導など
- ・読み書きや計算などに困難がある LD（学習障害）の児童の国語科における書き取りや、算数科における筆算や暗算の指導などの際に、活動の手順を示したシートを手元に配付するなど
- ・ADHD（注意欠陥多動性障害）や自閉症の児童に対して、話して伝えるだけでなくメモや絵などを付加する指導などの配慮

## (3) 特別支援学級

小学校学習指導要領では、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方について新たに示された。第1章第4の2の(1)のイで、特別支援学級における特別の教育課程は、(イ) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。(ii) 各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を特別支援学校(知的障害)の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することが示された。

## (4) 通級による指導

第1章第4の2の(1)のウで、通級による指導における特別の教育課程が示された。通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合について、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考として、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」という規定が新たに加わった。

## (5) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

第1章第4の2の(1)のエで、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童に対する2つの計画の作成と活用について、これまでの実績を踏まえ、全員について作成することが示された。また、通常の学級においては障害のある児童などが在籍しているため、通級による指導を受けていない障害のある児童などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることと示された。

## 3 中学校

#### **(1) 特別支援教育に関する中学校学習指導要領改訂のポイント**

- ・障害による困難を克服し自立を図るため、自立活動を取り入れる。
- ・各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努める。
- ・特別の教育課程を編成する場合には、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む。
- ・障害のある生徒などについては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し活用することに努める
- ・特別支援学級や通級による指導を受ける生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用する
- ・困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

### **4 高等学校**

#### **(1) 特別支援教育に関する高等学校学習指導要領改訂のポイント**

- ・障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。
- ・通級による指導を行う場合には、特別支援学校高等部自立活動の内容を参考とする。
- ・障害のある生徒などについては、個別の教育支援計画や個別指導計画を作成し活用することに努める。
- ・通級による指導を受ける生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用する。
- ・障害のある幼児・児童・生徒との交流及び共同学習等の機会を設ける。

### **5 特別支援学校**

#### **(1) 特別支援学校教育要領・学習指導要領（平成 29 年 4 月告示）**

幼稚園、小・中学校の学習指導要領の改訂の方向性や教育課程の連続性を重視した特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の改訂がされた。また、障害の重度・重複化、多様化への対応、卒業後の自立と社会参加に向けた充実も改訂の柱となっている。

##### **1) 幼稚部教育要領の改訂**

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が新しく規定された。この幼児期の終わりまでに育ってほしい姿は、到達すべき目標ではないことや個別に取り出されて指導されるものではないということを、十分に留意しなければならない。

##### **2) 小学部・中学部の学習指導要領の総則の改訂の要点**

「第3節 教育課程の編成」の「3 教育課程の編成における共通事項」において、カリキュラム・マネジメントの実現を目指す観点から、各教科等を合わせた指導を行う規定を「(1) 内容等の取扱い」から「(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項」に移して規定された。また、指導計画には、年間指導計画や学習指導案等に至るまで、各種多様なものがある。そのため、「指導計画作成等に当たっての配慮事項」については、それらを「調和のとれた具体的な指導計画の作成」と「個別の指導計画の作成」に分けて規定することで、両者のつながりを意識できるように整理された。

##### **3) 小学部・中学部の学習指導要領の各教科に関する内容**

- ①視覚障害の配慮事項は、従前の5項目であるが、指導内容の精選や情報機器の活用については、見通しをもった学習活動の展開ということで改訂された。
- ②聴覚障害の配慮事項は、従前の6項目であるが、言語概念の形成、言葉等による意思の相互伝達、保有する感覚の活用、指導内容の精選に関する事項は、改善された。

③肢体不自由の配慮事項は、児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成、指導内容の設定、自立活動の時間における指導が改善された。

④病弱の配慮事項は、1項目新規に加えて6項目となった。病気の変化に応じて弾力的に対応することが大切であるという考えから、児童生徒が体調の変化に気づいて対処を求めるなどの自己管理の重要性について規定が設けられた。

⑤知的障害教育は、各教科等について大きな改善がされた。主な改善点は、小・中学校等の各教科等の目標や内容等の連続性、関連性を整理して示したこと、段階ごとの目標を新たに示したこと、中学部を新たに2段階として示したこと、教科ごとに「指導計画の作成と内容の取扱い」が設けられた。小学部は3段階、中学部は1段階から2段階へ、高等部は2段階とし、小学部と中学部及び中学部と高等部とのつながりをもたせて系統性をもった段階制となった。

#### 4) 自立活動

健康の保持の区分に新規に「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」が新たに加えられた。解説自立活動編では、個別の指導計画を作成する際の実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの事例が示されているため、個別の指導計画作成では、活用する必要がある。

#### 文献

- ・文部科学省、幼稚園教育要領(平成29年3月告示)、同解説、2017
- ・文部科学省、小学校・中学校学習指導要領(平成29年3月告示)、同解説、2017
- ・文部科学省、高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)、同解説、2018
- ・文部科学省、特別支援学校教育要領・小・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)、同解説、2017
- ・文部科学省、「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育的支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」、2004
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」、2012
- ・19 文部初第125号「特別支援教育の推進について(通知)」、2007
- ・東京都教職員研修センター、特別支援教育研修テキスト「全ての学校における特別支援教育の推進」、2018